

民国連携した林産物の安定供給システム協定書（実施要領第 2 条 1 号）

民国連携した林産物の安定供給システムによる販売の実施に関し、関東森林管理局長（以下「甲」という。）、【民有林所有者】〇〇〇〇（以下「乙」という。）、【需要者】〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで下記により協定する。

令和 7 年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 番 2 5 号
氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

乙 住所
氏名

丙 住所
氏名

記

第 1 条 甲、乙及び丙は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第 2 条 甲及び乙は、この協定に基づく林産物の販売計画を次のとおり定めるとともに、それぞれ当該林産物の安定供給に努めるものとする。

物件番号	国有林・民有林等	樹種	材種	長級 (m)	数量 (m3)
1-〇	(甲) 国有林 〇〇森林管理署				
	(乙) 民有林				
計					

第 3 条 丙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第 4 条 乙は甲に対し林産物の販売実績についての報告を、丙は甲に対し企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うものとする。

第 5 条 甲の林産物の販売については、森林管理署長、森林管理署支署長又は森林管理事務所長と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙の林産物の販売については、乙と丙との売買契約に基づき行うものとする。

第7条 丙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第8条 甲及び乙は、丙が前条の規定に反していた場合は、この協定を解除することができる。

第9条 甲、乙及び丙は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第10条 次の特約条件を付すものとする。

- (1) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものであることを証明するものとする。
- (2) 丙は、この協定に基づき甲より購入した物件が、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (3) 甲は、丙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- (4) 丙は、毎年度終了後、「システム販売実行済報告書」を関係森林管理署長等を経由して森林管理局長に提出するものとする。
- (5) 自然災害、事故及び犯罪など丙の責のない事由による場合を除き、年間購入量が協定数量の8割を下回る場合は、丙は、次年度のシステム販売公募には参加できないものとする。
- (6) 甲が東北地方太平洋沖地震の復旧・復興資材として供給することが必要と認めた場合、または、甲が緊急に公用・公共用又は公益事業の用に供する必要があると認めた場合には本協定にかかわらず、甲が他に供給することができるものとする。
- (7) 国有林材の供給調整の必要性が生じた場合には、丙は、甲が実施する国有林材の販売の時期及び数量の調整に可能な範囲で協力するよう努めるものとする。

第11条 甲及び丙の協定数量の2割以上の増減見込みとなる場合は、甲及び丙で協議して、その取り扱いを決定するものとする。

なお、変更協定を行った場合の販売数量については、変更協定数量を超えないものとする。

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

民国連携した林産物の安定供給システム協定単価

民国連携した林産物の安定供給システム協定書第2条に係る協定単価を別紙のとおり定め、令和 年 月 日から適用とする。

令和7年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

氏名 関東森林管理局長 松村孝典 印

丙 住所

氏名 印

別紙

安定供給システム販売協定単価表

(単位：m、cm、円)

物件番号 樹種	〇-〇 材種	森林管理署名		〇〇署 価格	
		長級	径級		